



決算特別委員会の様子



防災対策

Q 各区における災害対応力の向上については

A 区役所を中心として地域の災害対応力を高めていくことは、自助・共助を強化し、減災につなげるための重要な課題です。そこで、各区の取り組みをサポートすることを目的に、危機管理室から自主防災組織力向上コーディネーター等を派遣し、区役所職員とともに地域における地区防災計画の作成や避難所開設訓練の支援を行っています。

熊本地震発災後、現地に派遣した多数の区役所職員の避難所運営に従事した経験やノウハウを活かすため、派遣職員が参画したワーキングチームを立ち上げ、避難所運営マニュアルの改訂に取り組んでいます。

また市長は、区役所は、日頃から高齢者施設や障がい者施設などと連携をとり、災害発生時には、情報が伝わりにくい場所へは地域と連携しながら情報伝達するなど、きめ細やかな対応を行う必要がある。危機管理室や各局・室と連携・協力させるとともに、区長の主体的なマネジメントにより必要な人員や予算を検証のうえ、準備していく必要があると答弁しました。

万博の誘致

Q 2025年万国博覧会の大阪誘致については

A 万博は、世界的なイベントであり、

非常に大きな経済効果が見込まれることから、関西経済の活性化につながることも、大阪の発展に大きく貢献するものです。ライフサイエンスの分野で高いレベルにある関西エリアにおいて「人類の健康・長寿への挑戦」というテーマで開催することにより、その後の産業や医療の発展にも大きく寄与するものと考えています。

夢洲への鉄道整備は、万博を契機として進めていくことから、万博基本構想(大阪府案)によれば、万博関連経費と位置づけられています。夢洲における国際観光拠点の形成を軸にしたまちづくりに必要であることから、その整備費用については民間事業者負担を求めているのが基本姿勢です。事業スキームや前提条件などが明らかになって以降に、市としての基本的な姿勢を踏まえながら、しっかりと検討していきます。

また市長は、万博の誘致については、府と共同して推進していく。万博の開催場所である夢洲のまちづくりについても、国際観光拠点の形成とともに、万博を契機として、その理念も活かしながら広域的な視点で進める事業であることから、府と共同して取り組んでいく。これらを踏まえ、万博の会場建設費及び関連事業費に関する国等への負担の働きかけは、府と協力して行っていく。自治体としての負担も適切に分担し、個々の具体的な負担については府と協議していくと答弁しました。

●その他のおもな質疑項目●

- 職員公募制度 ○職員給与の減額措置 ○大阪市民の日の制定
- 特別区設置協定書の広報事業にかかる附帯決議 ○子どもの健康診断
- 特別支援学校の府への移管後の状況 ○子ども見守りカメラ等の設置
- 北部子ども相談センター ○民間保育所へのICT導入支援
- 子どもの貧困対策 ○住吉市民病院廃止に伴う病院再編計画
- 市営交通福祉措置無料乗車証のICカード化
- 公衆浴場への支援 ○動物愛護施策 ○ギャンブル依存症対策
- A T Cの経営状況 ○公共施設マネジメント ○道路占用料
- 送電線施設等火災及び大規模停電に対する危機管理 ○通学路の安全対策
- 天王寺動物園の魅力向上 ○大阪港のしゅんせつ

平成27年度 一般会計等 決算概要

会計名	歳入			歳出			差引	
	兆	億	万円	兆	億	万円	億	万円
一般会計	1	6,925	2,360	1	6,910	8,207	14	4,152
食肉市場		18	6,017		18	6,017		0
市街地再開発		207	8,509		207	8,509		0
駐車場		28	6,480		27	6,297	1	0,182
土地先行得		1,300	5,800		1,300	5,800		0
母子父子寡婦福祉貸付資金		6	2,393		2	0,052	4	2,341
国民健康保険		3,713	7,997		3,851	6,030	△137	8,033
心身障害者扶養共済		4	9,042		4	9,042		0
介護保険		2,324	8,691		2,314	1,122	10	7,569
後期高齢医療		291	1,623		278	6,785	12	4,837
公債費		8,825	8,100		8,825	8,100		0

※1万円未満切り捨て

閉会中も継続して審査することとなった議案

- 大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 大阪府市港湾委員会設置条例案
- 大阪府市港湾委員会の共同設置に関する協議について
- 大阪府市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 大阪府市港湾局の共同設置に関する協議について
- 大阪府市港湾審議会条例の一部を改正する条例案
- 大阪府市港湾審議会の共同設置に関する協議について
- 大阪府市立学校設置条例の一部を改正する条例案



可決した意見書決議

可決された意見書は、国会または関係行政庁に提出しました。

- 女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書
- 2025年万国博覧会の大阪誘致に対する決議 (以上11月15日)
- 鳥取県中部地震に伴う観光産業等への支援を求める意見書 (11月29日)
- ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書
- 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書 (以上12月13日)

市会のうごき

- 10/25(火) 本会議(一般質問)
- 26(水) 本会議(一般質問、一般会計等決算の市長説明など)
- 27(木) 決算特別委員会【一般】(正副委員長互選、説明など)
- 11/ 1(火)、2(水)、4(金)、7(月)、8(火) 決算特別委員会【一般】(質疑)
- 10(木) 大都市・税財政制度特別委員会
- 14(月) 決算特別委員会【一般】(付託案件に対する態度決定)
- 15(火) 本会議(一般会計等決算の議決など)
- 18(金) 環境対策特別委員会
- 29(火) 本会議(一般質問など)
- 30(水) 財政総務委員会(付託案件の審査)
- 本会議(一般質問など)
- 12/ 6(火)~8(木) 常任委員会(付託案件の審査、陳情書の審査など)
- 13(火) 教育子ども委員会(付託案件及び関連する陳情書の審査)
- 建設消防委員会(付託案件の審査)
- 交通水道委員会(付託案件の審査)
- 本会議(常任委員会付託案件の議決など)(閉会)

市会のギモン解決します!

今さら聞けない



疑問

~市会と市長のカンケイ~

ニュースなどでときどき、市議員と市長が話し合っているところが流れているけど、そもそも市会ってどんな仕事をしているんだろう? 市会と市長ってどんな関係なのかな?



解説 「市会」と「市長」は、それぞれ選挙で選ばれた大阪市民の代表であり、市会は各区から選ばれた86人の市会議員の集まりです。市長から提案された条例や予算、市の方針など、大阪市にとって大切なことを市会が決定し、市長は市会で決

められたことに基づいて大阪市の仕事を行います。このように、市会と市長は役割を分担し、お互いにより良い大阪市になるよう頑張っています。また、どちらも大阪市民が直接選ぶことで、大阪市民の意思を反映した市政運営を行っています。

まとめ

市会議員も市長も市民から直接選挙で選ばれた代表で、お互いに独立した対等な関係です。

これを二元代表制といいます。

互いに協力やけん制をしようことで、より良い市政をめざしています。

解決

市会(市会議員)

役割

- 大阪市の政策やルール(条例)、お金の使い方(予算)などを審議し決定する【議決機関】
- 大阪市の仕事や、市会で決められたとおりに行われているかをチェック(監視)する
- 市民の声を吸い上げて検討し、市政に反映させる



提案

決定チェック

市長

役割

- 大阪市のより良くなるために市会にいろいろな政策などを提案する
- 市会が決めたことに基づいて実際に大阪市の仕事を行う【執行機関】

